

## 転居（栗東市内間）された方へ

主な手続きとして次のようなものがあります。

(Ver. 4.8)

(①から⑧の手続き項目は一部総合窓口課でも取り扱っております。)

手続き項目	チェック	転居届出後の手続き	必要なもの	担当課
①印鑑登録をされている方		届出は不要です。印鑑登録証又は住民カードはそのままご使用ください。		総合窓口課(1F) 総合窓口係 Tel551-0110
②マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方		記載事項変更の手続きをしてください。 (本人・同一世帯員及び法定代理人) ・本人が署名用電子証明書の発行を行う場合、暗証番号の合致が必要です。 (英数字6~16桁) 同一世帯員及び法定代理人が発行の場合、暗証番号英数字6~16桁記入の委任状を封筒に入れてお持ちください。 後日、発行される場合は、原則本人が発行手続きをおこなってください。	マイナンバーカード 住民基本台帳カード 暗証番号	
③国民健康保険に加入されている方		国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の住所変更の手続きをしてください。	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証） 限度額適用（標準負担額減額）認定証（お持ちの方のみ）	保険年金課（1F） 国民健康保険係 Tel551-1807
④福祉医療受給者・精神科通院医療受給の方		各受給券の住所変更の手続きをしてください。	各受給券	保険年金課(1F) 福祉医療係 Tel551-0316
⑤後期高齢者医療制度に加入されている方		後期高齢者医療被保険者証の住所変更の手続きをしてください。	後期高齢者医療被保険者証 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）	保険年金課(1F) 高齢者医療係 Tel551-0361
⑥60歳以上の方または公的年金受給者の方		年金事務所から住所変更手続き不要のお知らせを受けている方等は自動的に新住所へ変更されます。それ以外の方は、市役所もしくは年金事務所に「住所変更届」を提出してください。 また、個別に郵送先の指定を希望される方はお申し出ください。 ・共済年金を受給している方→共済組合に確認してください。 ・基金を受給している方→基金に確認してください。	年金証書	保険年金課(1F) 年金係 Tel551-0112

手続き項目	チェック	転居届出後の手続き	必要なもの	担当課
⑦介護保険被保険者証をお持ちの方		介護保険被保険者証の住所変更の手続きをしてください。	介護保険被保険者証	長寿福祉課(1F) Tel551-0281
⑧市内の小・中学校に在学されている方で学区が変わる方		学校教育課で転入学の手続きをして、転校前の学校で、在学証明書等を受け取り、転校先の学校へ「転入学通知書」、在学証明書等を提出してください。	在学証明書 教科書証明書	学校教育課(3F) Tel551-0130  各小中学校
		指定校変更の申請が必要な方は学校教育課で手続きをしてください。		
		《1月中旬～入学式まで》 新小・中学1年生で就学先の学校が変わる方は学校教育課で手続きをしてください。		
⑨身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方		住所変更等の手続きをしてください。 (利用されている福祉サービスや受給されている制度ごとに手続きが必要です)	各種手帳 自立支援医療受給者証 制度により必要な書類が異なります。	障がい福祉課(1F) Tel551-0113
⑩自立支援給付受給者の方		住所変更等の手続きをしてください。	自立支援給付受給者証	Tel551-0304 Fax553-3678
⑪特別児童扶養手当受給者の方		住所変更等の手続きをしてください。	特別児童扶養手当証書	
⑫児童扶養手当受給者の方		住所変更等の手続きをしてください。 詳しくは、お尋ねください。	児童扶養手当証書(お持ちの方)等	子育て支援課(1F) Tel551-0114
⑬保育所・幼稚園・こども園に在園される方		園に住所変更の連絡をしてください。		幼児課(3F) Tel551-0424
⑭ごみの集積場がわからない方		ごみの集積場は自治会により管理されていますので、お住まいの地域で場所を確認してください。(なお、一部のアパートやマンション等の集合住宅については、事業者にて独自に回収されている場合がありますので、管理会社やオーナーさんへ確認してください。)		環境政策課(2F) Tel551-0341
⑮犬を飼っている方		住所変更等の手続きをしてください。	愛犬カード	環境政策課(2F) Tel551-0341
⑯水道・下水道をご使用になられる方		転居先の使用開始日の4日前(土・日・祝日を除く)までに連絡の上、使用届を提出してください。併せて、転居元の使用停止の連絡及び料金の精算をしてください。栗東市のホームページからオンラインでの手続きも可能です。 ただし、共同住宅等で管理人が一括管理されている場合は、管理人へご連絡ください。		上下水道課(1F) Tel551-0135

※担当課の電話番号は、各課・係の直通の電話番号です。ご不明な点は、平日の8:30~17:15に各担当課へお問合せください。

栗東市役所 総合窓口課 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号